

# 普連土学園後援会 会則

(後援会会則)

## 普連土学園後援会 会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は普連土学園後援会(以下、後援会という)と称し、事務所を東京都港区三田四丁目14番16号普連土学園(以下、学園という)内に置く。

(目的)

第2条 本会は学園設立の理念及び教育方針に基づき、在校生徒の学びを後援することを目的とする。

### 第2章 会員・役員および委員

(構成および会員)

第3条 本会は学園在校生の保護者及び本学園卒業生の保護者、並びに学園教職員及び本会の趣旨に賛同する関係者をもって構成する。

- (1) 正会員 在校生保護者
- (2) 特別会員 教職員
- (3) 賛助会員 卒業生保護者および本学園関係者、本学園の教育に特別の理解と関心を持ち賛助会員となることを希望した者

2. 前項第3号の卒業生保護者については、会員資格を希望する場合には、5年ごとに継続の確認を行うものとする。

(役員および運営の担当)

第4条 本会に次の役員を置く。

- |          |                     |               |
|----------|---------------------|---------------|
| (1) 名誉会長 | 1名                  | (学校長)         |
| (2) 会長   | 1名                  | (保護者)         |
| (3) 副会長  | 若干名                 | (保護者1、教職員1以上) |
| (4) 書記   | 1名                  | (教職員1)        |
| (5) 会計   | 2名                  | (保護者1、教職員1)   |
| (6) 総務   | 2名                  | (保護者1、教職員1)   |
| (7) 運営役員 | 若干名                 | (保護者)         |
| (8) 監事   | 2名                  | (保護者1、教職員1)   |
| (9) 顧問   | 必要な場合に若干名を役員会が委嘱する。 |               |

(後援会会則)

(委員)

第 5 条 本会に次の委員を置く。

クラス委員 各学年 6名 (保護者)

第 6 条 本会の役員および委員の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、書記、会計、総務、監事は、正会員および特別会員並びに賛助会員の中から学園が候補者を推薦し、総会がこれを承認する。
- (2) 名誉会長は学校長がこれにあたる。
- (3) その他の役員は、会長がこれを承認する。
- (4) クラス委員は、各学年において選出する。

(任期)

第 7 条 名誉会長を除く役員および委員の任期は1年とする。ただし、再選をさまたげない。

(役務)

第 8 条 役員の役務は次のとおりとする。

- (1) 会 長 本会を代表し、総会、運営役員会、委員会 の議長となる。
- (2) 副 会 長 会長を補佐し、会長が役務を行えないときはこれを代行する。
- (3) 書 記 本会の議事決定事項を記録する。
- (4) 会 計 本会の会計を担当する。
- (5) 総 務 本会の総務を取りまとめる。
- (6) 運営役員 総務のとりまとめの下に本会の運営を行う。
- (7) 監 事 会計の監査を行う。
- (8) 顧 問 本会の諮問に応じて役務に関する助言をする。

第 9 条 委員の役務は次のとおりとする。

- (1) クラス委員 各学年会員の総意を代表し、委員会を構成する。

### 第3章 運 営

(運営)

第10条 本会は前条の目的を達成するため、主として次を行う。

- (1) 正会員と特別会員及び賛助会員間の相互交流を促進して学園在校生徒の学びを後援する
- (2) 学園教育施設等の整備助成
- (3) その他、必要と認めた事項

(後援会会則)

## 第4章 会議

(会議)

第11条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総 会 (通常総会、臨時総会)
- (2) 運営役員会
- (3) 委 員 会

2. 前項第 1.2.3 号の会議は、会長がこれを召集する。

(総会)

第12条 総会は通常総会および臨時総会とし、次の事項を取り扱う。

- (1) 運営方針、予算および決算
- (2) 会則の変更
- (3) 役員を選任
- (4) その他

2. 通常総会は、毎年度初めに、原則として書面開催で行うものとする。

3. 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(運営役員会)

第13条 運営役員会は、第4条に定める役員をもって構成する。

- (1) 運営の方針と立案
- (2) 予算および決算案の計画
- (3) その他

(委員会)

第14条 委員会は、第4条に定める役員および第5条に定める委員をもって構成する。

2. 委員会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 運営の計画と実施
- (2) 総会資料の作成
- (3) その他

(議事の成立)

第15条 本会の決議は、合議によって行うことを原則とする。

2. 対面開催の場合、会議は当日の出席者をもって成立することを原則とする。ただし、予め議案について意志表示のあった場合はその限りではない。

(後援会会則)

## 第5章 会 計

(予算)

第16条 本会の運営に係る支出は原則として会費で行なう。

(会費)

第17条 正会員の会費は、所定の年会費を生徒1人につき納入する。

2. 賛助会員は、初年度に入会金と継続更新費をおさめ、以後は5年ごとに更新費のみを納入する。
3. 特別会員の入会金および会費についてはこれを免除する。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

## 付 則

第1条 本会則は総会の決議によって改訂することができる。

第2条 本会則は総会において議決の日より実施する。ただし、書面決議の場合の議決の日は、事前送付資料の確認〆切日とする。

(2023年4月開催の総会〈書面決議〉で改訂)

(2020年4月29日の通常総会で一部変更)

(2017年4月29日の通常総会で一部変更)

(2004年4月29日の通常総会で一部変更)

(2002年4月29日の通常総会で一部変更)

(2000年4月29日の通常総会で一部変更)